

線路敷設権に関する意見要望について

はじめに

IT時代に対応したネットワークインフラを構築するにあたって競争環境を整備していくことは、世界的な大きな流れに沿った適切な方策であり、日本経済にとって望ましい方向であると考えている。

関西電力としても、高度情報通信社会の実現に向け、情報通信インフラの円滑な整備が重要であることは十分認識しており、そのためにもできる限りの協力をしていきたいと考えている。

しかしながら、その具体的な展開を進める際には、既存の枠組みや制度とも十分に整合性のとれたバランスのある方策が選択されなければならない。

今回、貴部会の第一次提言で述べられた「線路敷設権」については、関西電力として、下記1．に示す通り、既に自主的な取り組みを行なっているが、今後の検討如何によっては、当社の本来の使命である電気事業の遂行に支障を及ぼす恐れもあり、2．に示す点について十分考慮されることを強く要望する。

1．関西電力の取り組み状況

(1) 配電柱共架、管路等利用に関する基本的な考え方

配電柱は電気事業を営むため電力線、開閉器、変圧器、保安通信線等、電気の安定供給に欠くことのできないものを架設することを目的として施設しているもので、地域生活に欠かせない街灯、交通標識、通信線なども施設された公共財的な性格を強く持っている。よって、電柱共架に関しては、公共性が高く、技術面や美観上支障がなく、かつ他の代替手段がない場合に限定して共架応諾している。

一方、当社が保有する管路等については、設備の効率的な形成の観点から将来の需要増を見越した必要最小限のスペースしか保有していないため基本的に空きスペースがなく、現時点で未使用管路についても将来的に使用する可能性が高いことから、第三者（電気通信事業者等）からの利用要請に対しては、暫定的な利用に限定させて頂いている。

(2) 自主的取り組み状況

関係省庁会議において平成10年12月に公表された検討結果報告書の趣旨を踏まえ、当社は昨年3月に電柱共架に関するパンフレットを作成し、共架料金・条件、対応窓口等を公表するとともに、通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの利用申込みに対して、公平かつ公正な運用に努めてきたところである。

ここ1年間の実績を見ても、関西地域における電柱共架申し込みに対し、

ほぼ全数についてご利用いただいている。

このことは、関西地域において電気事業者と電気通信事業者との自主的な商取引が特に大きな支障もなく行われていることを示しており、今後も業界自主ルールの定着を見守っていくことが、規制緩和の流れに沿うものである。

一方、管路・洞道については、これまで具体的な利用申し込みがほとんど無かったこと、また、設備の効率的な形成の観点から、将来の需要増に見合った必要最低限のスペース以外には、基本的な空きスペースを確保していないといった理由から、電柱に比べて利用実績は極めて少なかった。

しかしながら、近年における情報通信事業の急速な発展を背景として、管路等の有効利用を求める声が国内外に高まってきたことから、電力供給に支障を及ぼさないことを前提に、利用にあたっての手続きや料金などについてパンフレット等を通じて一般に公表したところである。(今年6月)

こうした自主的な改善措置については、今年3月に公表された関係省庁会議によるレビュー結果でも、「線路敷設の円滑化が進展している現状等から、事業者に対して設備の提供を新たに義務づける必要性は見いだせなかった」とされている。

2. 線路敷設権に対する意見、要望

「線路敷設権」の法制化によって設備の開放を義務づけることは、設備を所有する企業の私的財産権を制限するだけでなく、地権者の私的財産の制限にもつながることから、今後の電柱建設に極めて重大な影響を及ぼすことになる。関西地域においては、電柱の約6割が民有地に建設されており(道路法の第33条により道路敷地外への建設を優先するよう規定)、地権者の電気事業に対する理解と協力のもとに電柱を建設しているのが実態である。したがって、通信設備を法律によって強制的に共架できるような仕組みを制定すれば地権者の負担感は一層高まり、今後の電柱建設や電柱移設等の維持運用面において著しく困難となる恐れがある。

また、限られた電柱スペースに対し事業者各々がケーブルを敷設する方向を指向する線路敷設権の導入は、設備の重複投資となるばかりでなく、都市景観を損ない、電柱そのものの建設を困難にすることにも繋がる恐れがある。既に敷設済みの光ファイバーの有効活用を図る方がはるかに大きな効果があると考える。

以 上